

令和5年11月8日

公共工事品質確保に関する議員連盟

会長 根本 匠 殿

一般社団法人 全国建設産業団体連合会

会長 岡野 益巳

第16回公共工事品質確保に関する議員連盟総会要望

- 一、 当連合会会員は、地方の中小建設業者のみならず、その地域の専門工事業者・資機材工事業者並びに建設関連業で構成され、36府県、900団体、約14万社で組織されており、これらのメンバーで働き方改革検討会を設置し、働き方改革に関する政策提言を取りまとめたところであります。

- 一、 公共工事におきましては、国会の先生方や国土交通省のご尽力により、働き方改革における建設従事者の処遇と労働条件の改善のために、長時間の是正、週休2日の確保に、適切な工期設定や技能労働者の労務単価の引き上げ等について、大幅な前進を見ているところであります。

- 一、 しかしながら、建設投資の大半を占める民間の建築工事については、その取組みが遅れているところであり、国土交通省では、大手の民間発注者に適正な対応の要請を行っていただいておりますが、我々、地域の建設産業は、地元の中小企業や病院施設、社会福祉施設、学校施設等の中規模建築工事であり、これら民間発注者への周知不足のためか、社会情勢の変化に応じた価格転嫁の不可能な契約書の締結、適正な工期の確保に課題のある契約工事が、散見されるところであり、民間工事を主体する専門工事業者の処遇改善が思うようにすすまない状況となっております。また、来年4月からの時間外労働の上限規制により、日給月給制の技能者が稼働日減少に伴う収入減となることを非常に危惧しております。

- 一、 これら多くの契約工事は、建築士事務所及び建築士により設計、工事監理の法定業務をはじめ、請負金額や工期に関する発注者との調整まで行われているところではありますが、働き方改革の取組みを考慮に入れた対応の出来ていないケースが多いのは、工事監理関係者への不徹底が原因ではないかと考えられます。

- 一、 そのため、建築士事務所の管理建築士には5年、建築士に対して3年毎に、平成20年7月より、定期講習の受講が義務付けられたところではありますが、その法定講習内容に、建設業の働き方改革に関する講座を盛り込み、理解の促進が図られるようお願いいたします。